

墨田区告示第四十二号

特別区道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように特別区道路線の供用を開始する。

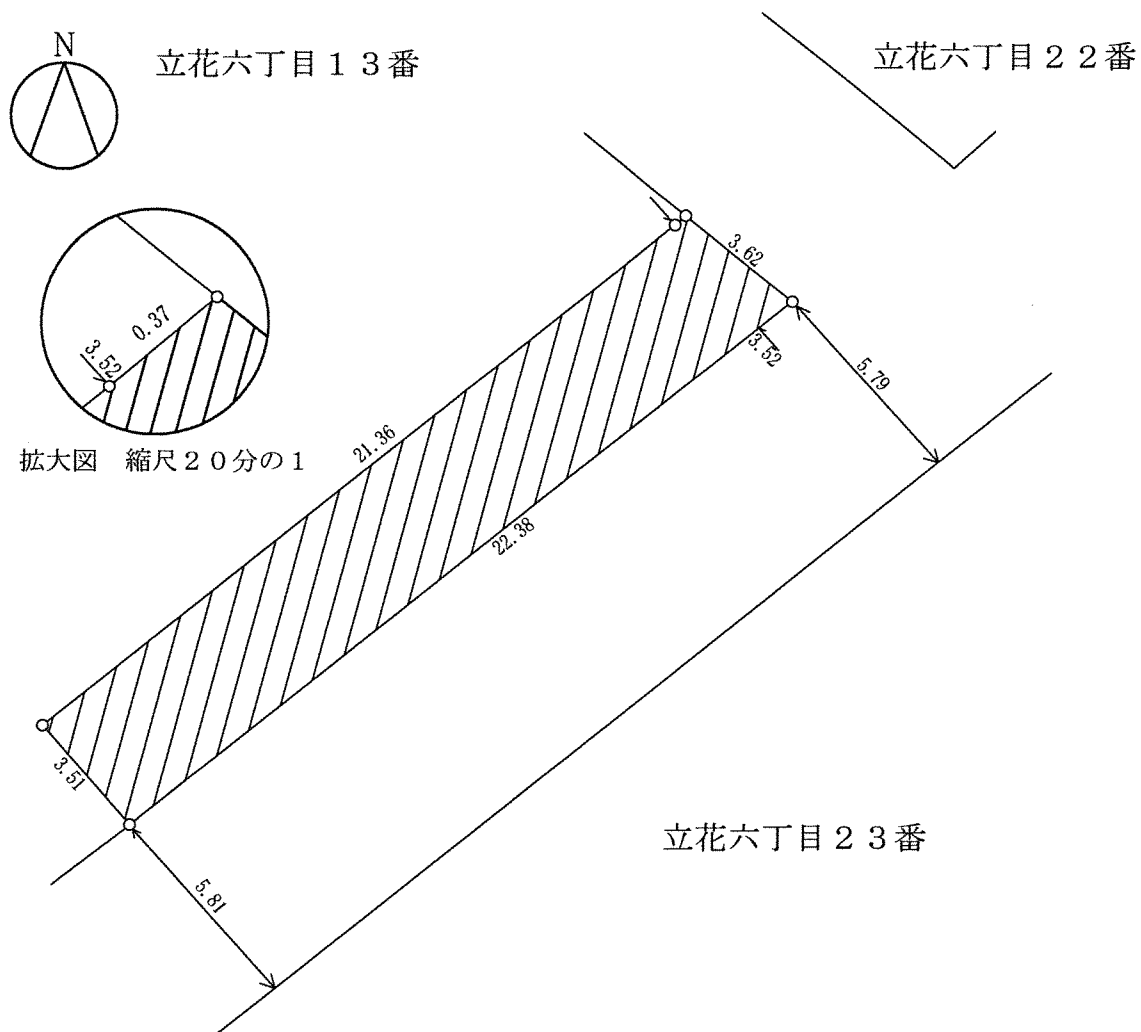
その関係図面は、告示日から二週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

墨田区長 山 本 亨

路 線 名	供用開始する区間	期 日	面 積	備 考
墨 一 二 二 号 路 線	墨田区立花六丁目一三番から 墨田区立花六丁目二三番まで	令和八年二月二日	七七・五六平方メートル	別紙図面のとおり

墨田区特別区道墨112号路線 供用開始図 縮尺200分の1



拡大図 縮尺20分の1

凡 例

- 供用を開始する区域
- 既存特別区道

供用を開始する面積 77.56平方メートル

案内図 縮尺 5000分の1

